

評議員選任・解任委員会の運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適性かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、本会の理事会から提案のあった評議員の選任及び解任の候補者について、その適否を審議することを任務とする。

(構成)

第3条 委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

2 会長（会長に事故あるときは副会長）は、委員会に出席しなければならない。

(招集)

第4条 委員会は、会長が招集する。

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員報酬は、これを支弁しない。ただし、費用を弁償することができる。

(委員の任期)

第6条 この委員会の委員の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

3 委員は、第3条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(議長)

第7条 委員会の議長は、出席した委員の中から互選により選出する。

2 前項により選出された議長は、この委員会の会務を総理する。

(評議員の選任)

第8条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者（以下「当該候補者」という）について、次に掲げる事項の説明を受けた上で個別に審議し、選任について決議

を行う。

- (1) 当該候補者を評議員として適任と判断した理由及び経歴
- (2) 当該候補者と本会の理事及び監事との関係
- (3) その他当該候補者に関する情報

(評議員の解任)

第9条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえ、審議を行い、解任の可否について決議をおこなう。

(決議)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

(議事録)

第11条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員の全員が署名又は記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

(補則)

第12条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第13条 この細則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする

附 則

この細則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月7日一部改正)

この細則は、令和4年6月7日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年6月10日から施行する。(実際の運用に応じた全面改正)